

	構造財政 収支 <sup>(注1)</sup>	総債務 残高 <sup>(注2)</sup>	財政再建目標	コミットメントの種類	期間	達成への道筋	財政ルールの変更	対象範囲	歳出	歳入
1 オーストラリア	▲ 2.5%	15.9%	財政収支を再び黒字化	中期予算計画		将来の経済成長の道筋による。「年央経済・財政見直し」(2009年11月)では、2015-16年に黒字化の見込み。		連邦政府	経済成長率が潜在成長率を上回った後は(実質GDP成長率3%)、黒字化達成まで支出伸び率(実質ベース)を2%に抑制。	
2 オーストリア <sup>(注3)(注4)</sup>	▲ 3.2%	72.9%	一般政府財政赤字対GDP比:2013年までに▲3%以内へ 景気循環を通じて均衡予算	EU安定プログラム(2010年1月)	2009-2013	財政収支対GDP比:2009年▲3.5%、2010年▲4.7%、2011年▲4.0%、2012年▲3.3%、2013年▲2.7%			(再建策は主に歳出削減による)	
3 ベルギー <sup>(注3)(注4)</sup>	▲ 3.0%	101.2%	財政赤字対GDP比:2012年に▲3%以内、2015年に均衡化	EU安定プログラム(2010年1月)	2009-2015	財政収支対GDP比の改善幅:2010年に1.1%、2011年に0.7%、2012年に1.1%		2012年までの健全化努力のうち、中央政府分は65%、地方政府分35%		
4 カナダ	▲ 3.2%	82.8%	財政収支対GDP比:2014年までに▲0.3%とし、中期的に均衡の達成を目指す	経済財政計画改訂版(2009年9月)				連邦政府	年金、雇用保険、医療等を除く連邦政府のプログラム支出の伸び抑制。	
5 チェコ <sup>(注4)</sup>	▲ 4.3%	46.5%	一般政府財政赤字対GDP比:2010年▲5.3%、2011年▲5.6%、2012年▲5.4%とする	中期支出フレームワーク(MTEF)に係る法的措置と議会決議による;再建パッケージ(OP)	2010-2012			中央政府	再建パッケージ(OP):経常支出削減、行政部門の賃金4%削減、養育、産休、疾病手当削減、年金給付の2010年における物価スライド停止、失業手当引下げ	再建パッケージ(OP):標準・軽減付加価値税率の引上げ(対GDP比1%)、タバコ・飲料・鉱物油税引上げ、特定の資産課税税率倍増、社会保険料対象所得の上限額引上げ、雇主の社会保険料負担引下げの取消し、社会保険料率引下げを2011年に延期
6 デンマーク <sup>(注4)</sup>	0.2%	45.3%	財政収支(景気循環要因・一時的要因調整後)対GDP比:2010年に+0.75-1.75%とし、2011年から2015年までに均衡或いは黒字とする		2010-15				公共消費伸び率を2009-12年に1%以下、2013-15年は0.75%に抑制	
7 フィンランド <sup>(注3)(注4)</sup>	1.2%	43.7%	中期目標:構造財政赤字対GDP比0.5%(2011年予算及び2010年安定プログラムにおいて再建策を策定している)	EU安定プログラム(2010年2月)に記載						2011-2014年に「雇用年金」(employment pension)保険料引上げ、2010年7月に付加価値税率引上げ(1%ポイント)、2011年よりエネルギー増税
8 フランス <sup>(注3)(注4)</sup>	▲ 6.7%	84.5%	一般政府財政収支対GDP比:2013年度までに▲3%以内、2016年度までに均衡	EU安定プログラム(2010年2月)	2010-16	財政収支対GDP比:2009年▲7.9%、2010年▲8.2%、2011年▲6.0%、2012年▲4.6%、2013年▲3.0%				
9 ドイツ <sup>(注4)</sup>	▲ 2.1%	77.4%	連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年度より移行期間とし、2016年度より適用)2013年までに一般政府財政収支対GDP比を▲3%以内とする	ドイツ基本法改正(2009年7月) 連邦財務省2010年予算案(2009年12月)						
10 ギリシャ <sup>(注3)(注4)</sup>	▲ 10.4%	114.9%	一般政府財政赤字対GDP比:2012年までに▲3.0%以内とする	EU安定プログラム(2010年1月)	2010-2013	財政収支対GDP比:2009年▲12.7%、2010年▲8.7%、2011年▲5.6%、2012年▲2.8%、2013年▲2.0%		一般政府	政府運営費10%削減、公務員新規採用凍結、軍事費削減、公営企業役員給与削減、民間銀行役員特別手当に対する課税強化、等	税制改革(オフショア企業への課税見直し等)(25億ユーロの増収)、社会保障基金、地方政府、その他公的機関からの剰余金(30億ユーロ)、タバコ・アルコール課税、等
11 ハンガリー <sup>(注4)</sup>	▲ 1.3%	85.2%	財政赤字対GDP比:2010年の▲3.8%から2013年に▲2.2%へ引下げ	財政ルール(法定)	2010-2013		2010年1月1日財政ルール導入(プライマリー支出伸び率(実質)を実質GDP成長率の半分)。債務残高については、3ヵ年計画の最終年の債務残高を2年目及び3ヵ年計画の前年より引下げ。	中央政府		
12 アイスランド	▲ 13.1%	117.6%	一般政府財政収支を2013年に黒字化する。	IMFスタンバイ・アレンジメント(SBA)	2009-2013			中央政府(ただし、地方政府も2013年までの均衡予算をコミット)	家計への移転を含む大半の分野で支出削減。	個人所得税、法人税、消費税引上げ等
13 アイルランド <sup>(注3)(注4)</sup>	▲ 8.9%	65.8%	一般政府財政赤字対GDP比:2014年末までに▲3.0%以内とする	EU安定プログラム(2009年12月)	2010-2014	財政収支対GDP比:2009年▲11.7%、2010年▲11.6%、2011年▲10.0%、2012年▲7.2%、2013年▲4.9%、2014年▲2.9%				
14 イタリア <sup>(注4)</sup>	▲ 2.8%	123.6%	一般政府財政収支対GDP比:2012年に▲3%以内とする	(欧州理事会勧告(2009年12月))						
15 日本	▲ 6.3%	189.3%	今年前半には複数年度を視野に入れた中期財政フレームを作るとともに、中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示す。その際、諸外国の取組も参考としながら、①構造的な財政赤字の削減につなげる、②中長期的には公的債務残高の対GDP比を安定的に縮減させていく、ことを念頭に置いて検討を進める(予算編成の基本方針(21年12月15日閣議決定)より)							

## (参考)OECD加盟国(30カ国)における中期財政再建計画の概要(OECD Economic Outlook 86(2009年11月)をベースに加筆修正)(2/2)

未定稿

	構造財政 収支 <sup>(注1)</sup>	総債務 残高 <sup>(注2)</sup>	財政再建目標	コミットメントの種類	期間	達成への道筋	財政ルールの変更	対象範囲	歳出	歳入
16 韓国	..	33.2%	財政収支(社会保障の黒字を除くベース):2013-2014年までに均衡化	中期予算計画	2009-2013	財政収支対GDP比:2009年▲5.0%、2010年▲2.9%、2011年▲2.3%、2012年▲1.3%、2013年▲0.5%		中央政府		
17 ルクセンブルク <sup>(注3)(注4)</sup>	▲0.5%	18.2%	2014年に財政均衡を確保	EU安定プログラム(2009年2月)		財政収支対GDP比:2010年▲3.9%、2011年▲3.0%、2012年▲2.1%、2013年▲1.1%、2014年0%			公共投資の伸びを2011年以降年6%に抑制、等	
18 メキシコ	..	..	財政赤字目標(対GDP比):2010年▲0.75%、2012年均衡化	予算	2010-2012	財政収支対GDP比:2010年▲0.75%、2011年▲0.3%、2012年0%		連邦政府	支出削減(対GDP比0.4%)	所得税の一時的な引上げ、付加価値税率引上げ(1%ポイント)、ビール・タバコ税引上げ、電気通信サービス課税導入(インターネットを除く)
19 オランダ <sup>(注3)(注4)</sup>	▲3.8%	71.4%	財政収支赤字対GDP比を2013年に▲3%以内とする。構造財政赤字対GDP比を毎年0.5%ポイントずつ改善させる。	「財政赤字削減法案」(Deficit Reduction Act)(2011年導入見込み)EU安定プログラム(2010年1月)に記載	2011-			中央政府・地方政府	2011年:景気刺激策の撤退、支出削減(18億ユーロ)、公共部門の賃金抑制、中央政府から地方政府への移転削減、等年金支給開始年齢の引き上げ(2020年65歳から66歳へ、2025年67歳へ)、医療改革、等	住宅資産税増税
20 ニューゼーランド	0.6%	27.0%	純債務残高対GDP比:最大40%以下に抑え、2020年代前半までに30%未満、長期的には20%を確保	「予算政策教書」(2009年12月)(Budget Policy Statement)(2010年度予算でも踏襲)	2010-14	純債務残高対GDP比は2009年6月の9.5%から2014年6月に29%へ		中央政府		
21 ノルウェー	▲3.4%	59.9%								
22 ポーランド <sup>(注4)</sup>	▲6.8%	58.1%	政府債務残高対GDP:60%に制限	憲法	2カ年(P)					
23 ポルトガル <sup>(注3)(注4)</sup>	▲4.9%	83.8%	一般政府財政赤字対GDP比:2013年までに▲3.0%以内とする	2010年度予算						
24 スペイン <sup>(注3)(注4)</sup>	▲6.8%	59.3%	一般政府財政赤字対GDP比:2013年までに▲3.0%以内とする	EU安定プログラム(2009年2月)	2009-2013					
25 スロバキア <sup>(注3)(注4)</sup>	..	36.7%	一般政府財政赤字:2012年に▲3%に引下げ、2015年までに均衡化	EU安定プログラム(2009年1月)	2010-2012	2010-2012年における健全化努力は年平均0.9%(対GDP比)		中央政府	経済危機対応策の段階的撤廃、政府消費・資本支出削減、等	
26 スウェーデン <sup>(注3)(注4)</sup>	1.5%	52.7%	一般政府貯蓄:景気循環を通じ、対GDP比1%。	EU安定プログラム(2009年1月)に記載				中央・地方政府		
27 スイス	▲0.1%	44.4%	債務抑制ルール(debt brake rule)に基づく歳出調整(景気循環による変動を容認しながら連邦政府の構造的収支をゼロ近傍に維持)	2011-13年予算計画を基とする連邦政府決定	2011-2013			連邦政府	連邦レベルで、毎年対GDP比約0.3%の歳出削減	
28 トルコ	..	..	一般政府財政赤字対GDP比:2009年の▲6.6%から2012年に▲2.7%へ引下げ	政府中期プログラム(2009年9月発表)		歳出対GDP比を2011年、2012年に約1%引下げ。残りの改善幅を成長強化により達成	新たな財政ルールが2010年に発表(P)	一般政府		
29 英国 <sup>(注3)(注4)</sup>	▲9.9%	71.0%	公的部門純借入対GDP比:2009-10年の12.6%から4年を通じて半減させ、2013-14年に5.5%以内とする 公共部門純債務残高対GDP比:2015-16年に減少させる	財政責任法案(2009年12月)	2009-2015	公的部門純借入対GDP比:2009-10年12.6%、2013-14年5.5%、2014-15年4.4% 公共部門純債務残高対GDP比:2009-10年55.6%、2013-14年77.1%、2014-15年77.7%		中央政府		
30 米国 <sup>(注3)</sup>	▲9.3%	83.9%	前政権から承継した財政赤字を第一期目終了(2013年1月)までに半減 超党派財政委員会を設立し、2015年までに利払い費を除く財政収支を均衡化	2011年度大統領予算教書(2010年2月公表)	2010-2015	財政収支対GDP比:2009年の▲9.9%から2012年に▲5.1%、2013年に▲4.2%とする プライマリー・バランス対GDP比:2009年の▲8.6%から2015年に▲0.9%に引下げ (ただし、再建計画策定のための超党派財政委員会設立による影響を含まないベース)		連邦政府	安全保障を除く裁量的支出の伸びを今後3年間凍結;非効率なエネルギーに対する補助金・税制優遇措置の廃止等(10年間で390億ドルの歳出削減);政府における120以上の事業見直し(11年度において230億ドルの歳出削減)、政治任用者の給与・ボーナス凍結、不適切な支出の削減、等	資産規模500億ドル以上の金融機関から「金融危機責任負担金」を徴収(10年間で240億ドル);富裕層(年間所得25万ドル以上)に対する税制優遇措置の縮小(ブッシュ減税の適用除外、項目別控除の控除率引下げ等)(10年間で約6,780億ドル)

(注1)構造的財政収支は対潜在GDP比(%) (一般政府)。2009年の値。OECD Economic Outlook No.86(2009年12月)による。

(注2)総債務残高は対GDP比(%) (一般政府)。2009年の値。OECD Economic Outlook No.86(2009年12月)による。

(注3)各国政府資料を参照(EU加盟国については「安定プログラム」又は「収斂プログラム」(ただし、ポルトガルについては2010年度予算説明資料(2010年1月)、英国については2009年度プレバジェット(2009年12月公表)等)、米国については2011年度大統領予算教書(2010年2月))。

(注4)EUにおいては、マーストリヒト条約において、一般政府財政赤字対GDP比▲3%、政府債務残高同60%を超えないこととするという基準が示されている。

(備考)OECD Economic Outlook 86(2009年11月)を基に作成。一部、政府資料が確認できた国については加筆修正。